

令和7年度大磯町教育委員会第12回定例会議事録

1. 日 時 令和8年3月26日（木）
開会時間 午前9時30分
閉会時間 午前11時30分
2. 場 所 大磯町役場4階第1会議室
3. 出席者 府 川 陽 一 教育長
櫻 田 京 子 教育長職務代理者
諸 岡 紀 子 委員
加 藤 敦 教育部長
波多野 昭 雄 学校教育課長
守 屋 清 志 生涯学習課長兼生涯学習館長兼図書館長
北 水 慶 一 生涯学習課旧吉田茂邸利活用担当課長兼郷土資料館長
小 林 琢 哉 子育て支援課長
(こども家庭センター長兼子育て支援総合センター所長兼子育て支援センター所長)
須 田 幸 年 学校教育課主幹兼教育指導係長
上遠野 聡 (書記) 学校教育課副課長兼教育総務係長
4. 欠席者 武 沢 護 委員
鈴 木 孝 善 委員
齋 藤 永 悟 町民福祉部参事(こども政策・子育て支援対策本部担当)
5. 傍聴者 0名
6. 付議事項
議案第22号 令和7年度大磯町教育委員会の点検・評価について
議案第23号 令和8年度大磯町教育委員会基本方針について
議案第24号 大磯町いじめ問題対策・調査委員会規則の一部を改正する規則
議案第25号 大磯町立学校生成AI活用ガイドラインの制定について
議案第26号 大磯町立学校教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画について
議案第27号 教育委員会事務局職員及び教育施設等の職員の人事異動について
議案第28号 大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について
議案第29号 大磯町立図書館サービス計画(附)第五次大磯町子ども読書活動推進計画について
7. 報告事項
報告事項第1号 教育長職務代理者の指名について
報告事項第2号 蔵書点検に伴う休館について
報告事項第3号 大磯町郷土資料館の臨時開館について

- 報告事項第4号 企画展「山本丘人と大磯」の開催結果について
- 報告事項第5号 中学校給食導入に向けたアンケート調査の結果について
- 報告事項第6号 いじめに係る対応等について

8. その他

(開 会)

教育長) 皆様、こんにちは。本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和7年度大磯町教育委員会第12回定例会を開催いたします。

本日の会議の内容ですが、付議事項8件、報告事項6件でございます。

本日は3名出席しておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。

現在、傍聴を希望される方が見えておりませんが、希望者が見えましたら、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により傍聴を許可したいと思います。

暫時休憩します。

～ 休憩 ～

【令和7年度第11回定例会の議事録の承認】

教育長) 休憩を閉じて再開します。

それでは、はじめに「令和7年度第11回定例会議事録」の承認をお願いします。

まず、「令和7年度第11回定例会議事録」は、お手元に配付しました内容のとおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「令和7年度第11回定例会議事録」については、ご承認いただいたものとします。続いて、教育長報告をさせていただきます。諸行事につきましては執行状況表のとおりです。今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

次に、1月定例会から本日までの間に、教育長に委任された事務で重要なものに関する事、専決した事項に関する事についての報告はございません。

本日の議事進行につきましては、議案第27号が人事案件となりますので、議案第22号から第26号までを審議し、議案第28、29号の順に行い、議案第27号及び報告事項第6号を秘密会で行い、その後報告事項の順に取扱い、審議を進めてまいりたいと思います。

ご協力をお願いします。

【付議事項 議案第22号 令和7年度大磯町教育委員会の点検・評価について】

教育長) それでは、議事に入ります。はじめに、議案第22号「令和7年度大磯町教育委員会の点検・評価について」を議題といたします。書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第22号「令和7年度大磯町教育委員会の点検・評価について」、本文については省略いたします。令和8年3月26日、大磯町教育委員会教育長、府川陽一。以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第22号「令和7年度大磯町教育委員会の点検・評価について」について、提

案理由の説明をいたします。

本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、報告書を大磯町議会へ提出し、併せて公表することについて、教育委員会の意見を伺うため、提案するものでございます。

詳細につきましては、学校教育課長が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

学校教育課長) 本報告書は、令和 6 年度に実施した大磯町教育行政の歩みを、教育委員による「内部評価」と、二人の学識経験者による「外部評価」という二つの視点から検証したものです。本年度は評価の透明性を高めるため、基準をこれまでの 3 段階から「A・B・C・D の 4 段階」へと改定し、よりシビアな視点での自己点検を行っています。それでは、具体的な内容についてご報告いたします。

はじめに、4 ページをご覧ください。「(1) 教育委員会議についての点検・評価」です。

令和 6 年度、定例会および臨時会を計 13 回開催し、27 件の議案と 73 件の報告事項を審理いたしました資料の事前配布による効率的な運営により内部評価は「A」としています。これに対し、外部評価の天野委員からは「今日的課題に対し合議による適正な意思決定がなされている」との評価を、また本年度から加わった堀之内委員からも、いじめ問題等の情報共有における事務連絡調整会議の有効性について、内部評価の妥当性を認める所見をいただいています。

次に、6 ページをご覧ください。「(2) その他の活動についての点検・評価」です。町立園・学校への訪問を行い、授業参観のみならず教職員との直接の懇談を重ねることで、現場の生きた声を教育行政に反映させてまいりました。内部評価は「A」としていますが、一方で、園・学校側の受け入れ負担を軽減し、より効果的な訪問の在り方を精査すべきという課題についても、内部・外部双方で一致した認識を持っています。

続きまして、8 ページ以降の「重点施策」のうち、主要な項目についてご説明いたします。学校教育分野です。8 ページをご覧ください。「重点施策①：大磯幼稚園の認定こども園化」です。設置運営事業者と調整を進めてまいりましたが、建設業界の働き方改革や、能登半島地震の影響による工事の集中といった社会情勢の激変を受け、開園時期を令和 9 年度へと 1 年延長することとなりました。この結果から内部評価は「B」としています。外部評価委員からは、延期はやむを得ないとしつつも、保護者の不安を払拭するための丁寧な情報発信と、開園までの待機児童対策を最優先課題として取り組むよう、強い示唆をいただいています。

12 ページをご覧ください。「重点施策⑤：いじめ問題への対応」です。本施策においては、スクールロイヤーによる法的側面の助言体制を整えるとともに、各種専門職との連携を深め、いじめの未然防止と早期発見に向けた組織的な対応力の底上げに努めてまいりました。内部評価は「B」としています。

評価の過程では、教職員の世代交代が着実に進むなかで、いじめの芽を確実に捉えるため「認知の基準」を、いかに組織全体で平準化し、高い水準に保ち続けるかという課題を改めて確認しました。これに対し外部評価委員からは、こうした現場の状況を客観的に捉えている点を評価いただくとともに、学校現場任せにすることなく、教育委員会が主導して研修体系をさらに充実させるべきとの助言をいただいています。

具体的には、経験の浅い教職員もベテランも等しく、いかなる兆候も見逃さない「組織としての即応体制」を構築し、いじめは決して許されないという毅然とした姿勢を地域・保護者へ示し

続けることが重要であるとの提言をいただいています。この提言を重く受け止め、再発防止と子どもたちの安全確保に、組織の総力を挙げて取り組んでまいります。

続いて、15 ページをご覧ください。「重点施策⑧：部活動の在り方」です。国が地域移行を推進する中、大磯町では学校の枠組みを維持しつつ町の支援を入れる独自の「大磯式部活動」を令和6年度から本格始動させました。これにより、教員の負担軽減と受益者負担の抑制を両立させています。内部評価は「B」としていますが、外部評価の堀之内委員からは、既存の環境を維持したまま改革を進めた点を極めて先進的であると高く評価いただきました。

今後は、この改革が実際の生徒の活動の充実や安全確保にどう寄与しているか、継続的に検証していく必要があると考えています。

生涯学習分野です。19 ページをご覧ください。「重点施策②：青少年健全育成活動の推進」です。青少年指導員の活動に加え、単位子ども会が減少している状況を鑑み、地区での交流事業に対しても補助金を交付できるよう制度を見直しました。その結果、9 団体への交付が実現し、地域での体験の場を確保できたことから、内部・外部ともに最高評価の「A」をいただいています。

21 ページ、「重点施策④：明治記念大磯邸園整備事業における文化財保護の観点から国・県との連携」です。本施策は、近代大磯の歩みを伝える貴重な遺産である邸園の保存と活用に向け、国や県と設計面や運営上の課題整理を重ね、緊密な連携を図るものです。着実な協議の進捗を踏まえ、内部評価は「B」としました。外部評価委員からは、令和7年度の全面公開を見据え、歴史的背景を尊重しつつも、観光誘致の視点を持った積極的なPRを行うべきとの助言をいただいています。また、文化財専門委員の知見を最大限に活用し、地域活性化に繋げる重要性についても提言をいただきました。今後は、この「生きた文化財」を次世代へ引き継ぐとともに、町の新たな活力となるよう、関係各所との調整をさらに加速させてまいります。

図書館分野です。23 ページをご覧ください。「重点施策①：図書館利用の普及」です。図書館の1人あたり貸出数が11.7冊と目標を達成した一方で、一般の貸出数や入館回数が目標を下回ったことから、総合的に内部評価は「B」としました。外部評価委員からは、この現状を適切に把握しているとの評価とともに、築40年を経過した施設の老朽化対策や、利用者が「わくわく」するようなテーマ展示、さらには駅への返却ボックス設置といった利便性向上に向けた、攻めの創意工夫を求める具体的な提言をいただいています。

郷土資料館分野です。27 ページ、「重点施策②：旧吉田茂邸業務の民間事業者との連携」です。民間ノウハウによる魅力向上を目指し、飲食やフォトウエディングの実証事業を検討しましたが、実施には至らず内部評価は「C」としました。

外部評価委員からは、利用者ニーズの精査と、実現可能性の高い企画への再検討を求める助言をいただいています。今回の知見を活かし、効果的な利活用策を改めて練り直してまいります。

最後に、28 ページをご覧ください。「重点施策③：大磯町域で芸術活動を行った人物の企画展開催」です。令和6年秋、町にアトリエを構えた「加山又造」氏をテーマにした企画展を開催しました。御子息らによる貴重な対談も実施し、大磯町特有の「アトリエ文化」の発信という目的は達成しましたが、観覧料の有料化等の影響もあり、来場者数が想定を下回ったことから、内部評価は「B」としています。

外部評価委員からは、企画の内容自体は極めて意義深いと認められつつも、有料企画に見合った効果的な広報活動や、料金設定の在り方について改善を促す助言をいただいています。

今回の点検・評価では、部活動改革や地域連携などの成果を確認できた一方で、こども園化の

遅れやいじめ対策、施設の老朽化といった課題も改めて浮き彫りとなりました。外部評価委員からいただいた「丁寧な説明責任」や「創意工夫」といった提言を真摯に受け止め、次年度以降の予算編成や施策展開に確実に反映させてまいります。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

<質疑応答>

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いしたいと思いますが。

1 ページ、点検・評価の流れ、「Plan」「Do」「Check」「Action」。とりわけ「Action」が大事だと思いますが、今年度から評価項目が3段階から4段階に変わったということで、今までB評価がほとんどだったものが、B、Cと。Aもある程度つくし、Dはなかったんですね。

学校教育課長) そうですね、Dはないです。

教育長) なんでないのか。ということで、とりわけAとか、なんでAがついたのか。なんでCなのかのあたり、教育委員の皆様のご意見、ご質問をお願いしたいと思います。

櫻田教育長職務代理) まず、外部委員の方々に、非常に俯瞰的に、丁寧に評価していただいたなという印象です。内部評価とそごがないというか、あまり変わらない評価だったので、ある意味評価としてはよかったのではないかなというふうに思います。

あと、事務局の方、すごい量の資料なので、お疲れさまでしたとお礼を言いたいです。ありがとうございます。資料編もついて、評価に限らず、経過報告、何月何日に何があったかとか、それぞれ充実した資料を、非常にありがたく思います。

1点質問なんですけど。先ほどの図書館とか、いろんな老朽化問題というのを町は抱えていると思うんですが、教育委員会として、学校は今いろいろ考えていらっしゃると思うんですが、町全体のそういう教育委員会に関わる施設の老朽化に対する見通しというか、そういうものは何かお持ちなんですか。優先的にこれをやっていくとか。

教育長) 部課長で答えをお願いいたします。

教育部長) 町全体で、公共施設総合管理計画というものを、国の指示である程度作るようになっていまして、例えば鉄筋コンクリートの建物は何年間使おうとか、そういうのを示しております。教育委員会の所管の計画がありまして、それに対して実施計画がありまして、来年度は何をやりましょうとか、そういったのがありますので、今度資料提供をさせていただければと思います。

櫻田教育長職務代理) 拝見したことは、覚えはあるんですけど、例えば図書館が古いと、いつ何をやるかとか、その辺ははっきりというか、決まっていらっしゃるんですか。

教育部長) 図書館の生涯学習館とか、郷土資料館とかも、それぞれに、施設ごとに長寿命化をしていくとか、建て替えをしていくとかというプランを持っています。

櫻田教育長職務代理) 分かりました。ありがとうございます。

教育部長) 引き続きやっていくという予定です。

教育長) 櫻田委員の意見を聞いて思ったんですけど、給食施設がなかなかできない原因は、長寿命化。施設設備の長寿命化計画と関係があると思いますけど、課長はその辺、どうなんですか。

学校教育課長) 長寿命化というよりも、大磯小、大磯中学校ともに施設自体が古くて、老朽化が進んでいると。初め、給食をやろうと進めていたところではあるんですけども、PTA ですか、

後は以前の教育委員さんの意見で、給食施設だけではなくて、施設全体、学校施設全体の老朽化対策も含めて考えて進んでいくべきというような意見が出たことから、令和2年度ですかね。その当時は、給食施設を自校で、令和何年度から作っていこうという計画はあったんですけども、自校方式という方向性は残しつつも、1回立ち止まって考えようということでスケジュール自体が白紙になって、今に至っているような状況です。

教育長) 学校施設は今後10年間、少なくとも10年間は今の施設を修繕して使う。郷土資料館も図書館も同様だと思いますが、その辺は、そう言ってもいいんですよ、現在。

学校教育課長) 令和3年度に教育施設の長寿命化計画をつくりまして、この施設は長寿命化すべきだ、建て替えるべきだ、もしくはその他というような、分類分けみたいなのはしているんですけど、ただ具体的に、学校教育施設基本構想を策定し、小・中4校については、何年度のどの時期にどんな事をやっていこうというような、ざっくりとしたタイムスケジュール的なものを作っています。

まず初めに、大磯中学校の整備から始めようということで、令和5年の12月議会で補正予算を出したんですけども、議会への説明が足りていなかったところもあって、否決をされてしまった。令和5年11月に立てた基本構想のスケジュールがもう既にずれている状況なので、今後、教育委員のご意見も伺いながら、解決策を進めていきたいなど、そのように考えております。

教育長) 諸岡委員、何かございますか。

諸岡委員) 進めていきたいということは、近々というかね。

学校教育課長) そうですね、給食の問題もありますので、それも含めて、基本構想の改定も当然必要となってきますので、またこの場でご意見を伺っていきたいと考えています。

諸岡委員) じゃあ、質問で。天野さんと堀之内さんという委員の方、外部委員の方はどのような立場の方なのでしょうか。

教育長) 外部評価委員。

諸岡委員) そうそう。

学校教育主幹) 中立ですね。

教育長) 第三者委員会評価に近い形です。

諸岡委員) なるほど。何かすごくいいアドバイスもいただいているので。

学校教育主幹) 今年度から堀之内委員が新たに加わっています。

諸岡委員) 内々で回っていつている。

教育長) 推薦ですか。

学校教育主幹) はい。

諸岡委員) この方たちとは会えないんですか。ここには来ないんですか。

教育長) 教育委員さんとの接触は、場がないですね。

学校教育主幹) 場がないですね。

諸岡委員) そうなんですね。なるほど。

教育長) 場をつくりたいですか。

諸岡委員) いや何か、話を聞いて書いてくれているんじゃないかと、資料を読んでこの答えをなさっているんですよ。

学校教育主幹) そうですね。

諸岡委員) 保護者枠から言わせていただくと、気になったのは、幼稚園とか、いじめのところが

やっぱり気になって、もう書いてあるとおり、保護者に説明とか、不安がないように早めにというのが一番大事かなと感じました。

いじめは教育委員会が主体で発信というか、指導していくって、現場の先生にアドバイスじゃなくて、教育委員会がこうしなさいと言ったのを先生たちにしてもらおうということですか。

学校教育課主幹) いじめの対応については、基本的には指導・助言です、こちらの立場としては、

やっぱり学校のほうが主体でやらないと子どもと保護者にとっては、担任の先生がまず主体になるので、ほかの方が入り過ぎちゃうところで、逆にその担任との関係性とかが難しくなるといふところもあり。我々はあくまで、指導・助言という立場でやることのほうがメインになっています。

諸岡委員) 分かりました。そのほうがいいかなと思います。保護者はやっぱり、担任の先生がまず一番で、次に学校の管理職の先生だと思うので、知らない人がスーツで来ると、何か怖いなというか。同じことを言っているんですけど、その方の雰囲気とか言葉のチョイスだけで、勘違いさせちゃって誤解が生まれます。気を付けてくださっているとはもちろん思うのですけれども、言葉選びが難しいこととかもあると思うので、もちろん間に入ってもらうときもあるかも分からないんですが、なるべく現場の先生にトラブルがないようにしてもらいたいです。

どうしても、申し訳ないんですけど、保護者って保護者網でつながってしまって、うわさが噂を呼んで、悪いほうばかりに行っちゃうときがあるので、そうならないように、でも早めに動いてくださっているとは感じるんですけど、渦中の人は周りが見えなくなりがちというか、そういうときは、かっとしていたときは気を付けないと最近感じているところでもあります。

図書館の返却ボックスを駅に置きましょうとか、すごくいいなと思ったんですけど、予算の確保など難しいのでしょうか。

教育長) 図書館長、お願いいたします。

図書館長) そうですね、もちろん予算のこともあります。あと駅側との交渉、あとあそこに置きますと、毎日管理が必要になってきます。その点で今、図書館の職員の人数が、かなり厳しい状況なので、運営的にも、そういった、多く考慮しながら進めて行かなければいけない。ただ、サービスの一つとして協議は必要ということで位置付けたと。

諸岡委員) 分かりました。忙しい人とかはうれしいかもしれないので。

すみません。旧吉田茂邸のフォトウエディング、いいなと思いました。でも、利用がないのが寂しいですね。

広報の仕方って難しいですね。最後の芸術活動も、あまり自分から情報を取りにいかないと、申し訳ないんですが、知らない人のほうが多分すごく多くて、行ったらとてもいいものなのに、もったいないなと自分で思いました。行ってみようと、今知りましたので。こういう人が、多分きつというから、情報のお知らせの仕方があればいいなと。

以上です。すみません。

教育長) フォトウエディング事業は、1年間誰も希望が無くて、結局廃止になったわけですね。

郷土資料館長) 期限を限定しまして、1年間のモデル実証事業ということで進めていたんですけども、広報活動である、チラシの作成や、SNSでの情報発信も民間事業者にやってもらったんですけど、実際に令和6年度については成立がなかったという状況です。

諸岡委員) お写真だけでもんね。何かあれですね、カメラマンの人とかと組めたらいいんですけど、もったいないですね。

教育長) 質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第 22 号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第 22 号「令和 7 年度大磯町教育委員会の点検・評価について」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【付議事項 議案第 23 号「令和 8 年度大磯町教育委員会基本方針について」】

教育長) 次に、議案第 23 号「令和 8 年度大磯町教育委員会基本方針について」を議題といたします。

書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第 23 号「令和 8 年度大磯町教育委員会基本方針について」、本文については省略いたします。令和 8 年 3 月 26 日、大磯町教育委員会教育長、府川陽一。

以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第 23 号「令和 8 年度大磯町教育委員会基本方針について」、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、令和 8 年度における教育行政を実施するにあたり、「令和 7 年度大磯町教育委員会基本方針」を決定することについて、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めます。

詳細につきましては、学校教育課長が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

学校教育課長) 議案第 23 号「令和 8 年度大磯町教育委員会基本方針について」、一括してご説明します。説明資料をご覧ください。

資料 1 は、令和 8 年度大磯町教育委員会基本方針の全文です。

資料 2 は、基本方針の前年度対比表になります。左側が新年度である令和 8 年度のもの、右側が令和 7 年度の内容となっており、色付けされた部分が修正・加筆等を行った部分になります。

説明に先立ち、教育委員会基本方針の位置づけをご説明します。この基本方針は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、大磯町の教育行政における責任体制を明確にし、事務を着実に推進するための「指針」となるものです。「大磯町教育大綱」の理念である『子育て・教育でみんながわくわくするまち おおいそ』、さらには教育ビジョン『大磯わくわくプラン』を具現化するための、いわば令和 8 年度の「実行計画」として策定しています。

それでは、10 ページをお開きください。学校教育の基本方針です。重点施策 1、幼稚園です。

(1) 令和 9 年 4 月の大磯幼稚園から公私連携幼保連携型認定こども園への移行については、設置運営事業者や保護者との協議を行い、新園舎の整備工事を進めます。また、円滑な移行のため、設置運営事業者への引き継ぎを兼ねた合同の保育を実施します。

(2) 令和 8 年 4 月から大磯幼稚園において、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を開始し、こどもの育ちを応援し、良質な育成・体験機会を提供します。各学校においては、学校（チーム）担任制や、ティームティーチングや少人数指導等、指導方法の工夫改善等の研究に努

めます。

11 ページをご覧ください。小学校・中学校の重点施策です。

(1) 小学校第1～6学年及び、中学校第1学年を基本として35人以下学級編制を実施します。

(5) です。GIGA スクール構想に基づき、児童・生徒に1人1台のタブレットや大型提示装置等のICT関連機器の更新を行います。また、生成AIを活用できる支援を行うなど、教員がICT教育の推進を積極的に実践できるような体制を整えます。

12 ページの(13)をご覧ください。安全・安心な学校施設環境整備を推進するため、小中学校4校において、空調未設置である特別教室等への空調整備工事と大磯小学校トイレ改修に向けた工事の実施及び体育館への空調整備に向けた設計業務委託を実施します。

13 ページをお開きください。(15)部活動についてです。国が示した部活動地域展開の方向性を踏まえ、大磯町では学校部活動の枠組みを残したまま休日に、総合文化スポーツクラブから指導者を配置する形で指導体制を整え、「大磯式部活動」の取組みを進めながら、現状に適した部活動の形を構築します。(17)中学校給食については、明確な方向性を確立するとともに、再開までの間の昼食支援策として、引き続き、希望者に対する昼食の販売の拡充を図り、昼食費補助により保護者の経済的負担の軽減について引き続き努めます。

次に、教育研究所の関係です。(1)をご覧ください。幼保小の架け橋プログラム研究部会、個に応じた指導方法研究部会などの特別研究を行うとともに、教職員の自主的な研修並びに系統的・教科等横断的な授業研究のさらなる充実を図ります。教職員を対象に、喫緊の教育課題に応じた研修の機会を設定するとともに、必要な支援を行います。また、研修を企画し、実施するなど教職員の資質向上・指導力向上を図ります。

17 ページをお開きください。生涯学習の基本方針です。重点施策の1は、生涯学習推進計画についてです。大磯町第三次生涯学習推進計画の適正な進行管理を行い、計画の中間年で見直した計画の実効性を高めるとともに成果の検証と評価を行います。

重点施策の5です。「おおいそ文化芸術祭」を主催する「おおいそ文化芸術祭実行委員会」を支援し、文化芸術活動の充実を図ります。

18 ページの重点施策7は人権の関係です。誰もがいきいきと暮らせる社会を実現するために、人権教育講演会を開催し、人権に対する正しい知識と理解を深め、人権教育の推進と啓発に努めます。

19 ページをご覧ください。図書館の基本方針です。重点施策1です。図書館では、書関連団体との連携を推進し、町内での開催行事に積極的に参加し、図書館利用の向上を図ります。

重点施策4です。ホームページを活用し、「テーマ別図書館資料の紹介」、「郷土資料の紹介」「LINEをはじめとするSNSを活用した発信」、「電子図書館の活用」など図書館情報の提供に努めます。

21 ページをご覧ください。郷土資料館の基本方針です。重点施策1です。郷土資料館では、郷土資料館収蔵資料をクラウドシステムで管理し、システムに登録した情報をインターネット上に公開します。ICTツールを通して収蔵資料の有効活用を進めます。

重点施策2です。大磯町の名誉町民である澤田美喜をテーマにした企画展、また本町の別荘文化を紹介する企画展を郷土資料館において開催します。企画展会期中に旧吉田茂邸においても澤田美喜や別荘文化に関連する展示を開催し、異なる側面から歴史事象を学ぶ機会を提供します。町の歴史について更に理解を深めるとともに両館の利用促進につなげます。

以上、令和8年度に進めていく施策を一部抜粋してご説明させていただきました。

令和8度の教育委員会基本方針の説明につきましては、以上になります。よろしくお願いいたします。

<質疑応答>

教育長) ただいま、事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いしたいと思います。

櫻田教育長職務代理) 以前、これができる前の段階で拝見したときに、割とこれはどうですかという質問をさせていただいていたんですが、すごく加除訂正というか、充実した内容になったなというふうに感じています。ありがとうございます。

質問なんですけれども、11 ページの、まず、今度中学校1年生が35人学級になるということで、すばらしいと思うんですが、これは他の地区でもやっていることなのか、大磯独自なのかをお伺いいたします。

教育長) お願いします。

学校教育課主幹) 中学校の第1学年の35人学級は、国の流れに基づくものです。

教育長) 順次、次年度、令和9年度は中2まで、令和10年度から13年度で完成します、35人学級が。

櫻田教育長職務代理) 先生方にとっても、とてもいい制度だと思います。

それから、13 ページ。以前、幼稚園のところで、幼保小の架け橋プログラムの発表があって、そのときは、県の研究でやっていらっしゃったのかなという印象だったんですけど、これが今度、研究部会になっていくので、その研究をそのまま引き継ぐ形で町がなさるといようなイメージなのでしょうか。

教育長) 学校教育課主幹。

学校教育主幹) 架け橋プログラムは、幼小である程度基礎が、令和7年度に出来上がってききましたので、それを引き続き令和8年度も継続して行っていくために部会を設置しております。

櫻田教育長職務代理) とてもいい取組みだなというふうに感じていましたので、ぜひ、引き続きよろしくお願いいたします。

それから、最後の21 ページのところに、郷土資料館で、澤田美喜と別荘文化に関する展示ということで書かれていたんですが、大磯町の売りというか、非常に歴史的なことってすごく価値があると思っています。ぜひ、本年度も期待しているところですので、どうぞよろしくお願いいたします。

郷土資料館長) ありがとうございます。別荘文化ということで、旧吉田茂邸だけでなく、明治記念大磯邸園とも連携するような形で、郷土資料館、旧吉田茂邸、また、明治記念大磯邸園を回遊していただけるような企画を考えていきたいと思っています。

ありがとうございます。

櫻田教育長職務代理) 以前、外部のボランティアとのタイアップっていかがですかと質問したことがあるんですが、それについては何か、ここでは行われることはありますか。

郷土資料館長) 基本的に、現在旧吉田茂邸の窓口業務に関して、ガイド協会に運営支援をお願いいただいております。毎月情報交換会を行っているんですけども、そうした中で、郷土資料館の企画展の年間計画をお伝えした中で、協働できるような内容について詰めていきたいと

考えております。

櫻田教育長職務代理) ありがとうございます。

教育長) 今のご質問の続きで、ガイドは有償ボランティアですよ。何名で時給、時給じゃないのか、ボランティアですから。

郷土資料館長) 令和7年度、旧吉田茂邸の運営支援事業を開始した時点のガイド協会の会員は77人でして、今現在は、はっきりとした人数を確認しておりません。

それで、ボランティアに対する謝礼金なんですけれども、具体的な金額は、事務局には連絡をもらわず、ガイド協会のほうで手続きを進めていただいている状況でございます。

教育長) そのほか、いかがですか。

諸岡委員) 中学校給食なんですけど、物価が高くなって、多分栄養士の方がとても苦労されているお話を聞くんですね、メニューを決めるのに、献立を。少し保護者からもらってもいいのかなというふうに考えるんですが。

教育長) 保護者から。

諸岡委員) 無償化、無償化と言っているんですけど。

教育長) 保護者から何をもらう。

諸岡委員) ちゃんと給食費を。

学校教育課長) 小学校ですか。

諸岡委員) 小学校。

学校教育課長) 小学校の給食については、今、全額町の補助で運営しています。給食費自体は、4,500円では変えてはいないんですけども、それ以外に当然食料品が物価上昇で上がっていますので、年度当初から物価上昇分を見込んで補助を出しています。

それで、こちらとしては食材が高くなったからといって、何か品数を減らすことや、食材の質を落とすことのないように給食を作ってくれというように話をしております、足りない場合には、年度途中で補正予算等を組んで学校に追加補助をしている状況です。

本年度についても、去年度についても、年度当初に補助した以外に、追加で補助を行っている、そういう状況でございます。

諸岡委員) ちゃんと申請は来ているんですね。

学校教育課長) そうですね、毎年年度途中で状況を聞いて、不足する部分については補正予算として議会に上げて認めてもらった上で、学校に補助しています。

諸岡委員) この無償化って、なんで始まったんですか。やっぱり徴収が難しいお宅があるからですかね。

学校教育課長) もともとは、新しく町長になられて、政策集の中に、施策の一つとしてこの無償化が掲げられていたと。それを実現しているような状況です。

教育部長) 補足をしますと、令和8年度からは、そういう給食費が小学校は国負担になると。

教育長) 5,200円。

教育部長) そうですね、5,200円が上限として国から補助金が交付されます。

諸岡委員) 1人あたり。

教育部長) 1人あたり。それが月額で、全国の市町村です。

諸岡委員) じゃあもう全国的にそういう流れということですか。

教育部長) そういう流れになっています。

教育長) 小学校だけ。

教育部長) 小学校だけです。

諸岡委員) 人権のところ。18ページの誰もがいきいきと暮らせる社会を実現するために人権教育講演会を開催していただいているんですけど、これはすごく、とても、いつもよくて。人選っていいのか、来ていただける方もすごく多くて、これをもっと町民の方にも聞いてほしいなと思っちゃうくらい、広げられないものかなと思いました。学校に来てくださるときに、子どもたちは聞くんですけど、PTA も来てもいいというふうに。でも、全然来てくれなくて。これ、1回来たらいいのに思っています。

教育長) これは生涯学習課と福祉課が輪番制でやっていますね。

生涯学習課長) そうですね。担当は、生涯学習課と福祉課のほうで紹介しておりまして、事務局を交互でやっていく形で行っております。一般にも来てくださいというような形で募集をかけている状況です。

諸岡委員) 町の講演会と学校の講演会と、また違いますもんね、窓口が。

生涯学習課長) 学校のほうで言われてますか。

諸岡委員) これはそうですね、生涯学習課のページでしたね。

教育長) 学校でもやっています。

諸岡委員) 学校でもやっているんですけど、補助していただいて、町から。そのおかげで子どもたちはとても刺激を受けていて毎年楽しいんですけど。あれも地域の人を呼んでもいいのかな、と勝手に思っています。

教育長) 児童生徒を対象とした人権の講演会を、国府小中学校でやっているときに保護者も。

諸岡委員) 呼んでオーケーなんですけど、もっと町の方も来たらいいのになって。役場に遠い方は、学校がもし近ければ、学校に来てくれればいいのにと。ただ、あまり一般の方が学校に出入りするって、学校が余りよろしくなければ難しいところですが。

教育長) いや、それは地域に根差した学校ということで、ぜひ保護者に限らず、地域の住民も参加できるような人権講演会になっていませんよね。その辺は改善する必要があると思っています。

諸岡委員) なんか、はい、欲しいかなって。以上です。ありがとうございます。

櫻田教育長職務代理) 関連して、町の講演会も結構オンラインでも視聴できたりするので、可能だったら、そういうのもいいかなと思います。

教育長) 学校教育課主幹、オンラインで町の、町というか教育委員会関係で何かやっている事業はありますか。特にないですか。

学校教育主幹) オンラインですか。まだ具体的にはしていません。だから、一つ、何か大きな。今後の講演会をやるときに、zoom 配信しようという話もありました。

教育長) 熟議の時はやりませんでしたっけ。

学校教育主幹) 熟議のときは、共有するための zoom 配信ですね。大磯区と国府区とをつなげるための。今おっしゃられた、いいものを共有するという意味での zoom 配信が、一つの発想としてはあるかなと思っています。

教育長) そうですね、今後そういう活用をしながら、だれでも参加できるような研修会が必要ですよ。

諸岡委員) やってくださる人によっては、契約上駄目とおっしゃる。そうじゃないときにもしできれば。ありがとうございます。

教育長) よろしいでしょうか。質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第 23 号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案 23 号「令和 8 年度大磯町教育委員会基本方針について」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【付議事項 議案第 24 号「大磯町いじめ問題対策・調査委員会規則の一部を改正する規則」】

教育長) 次に、議案第 24 号「大磯町いじめ問題対策・調査委員会規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第 24 号「大磯町いじめ問題対策・調査委員会規則の一部を改正する規則」、本文については省略いたします。令和 8 年 3 月 26 日、大磯町教育委員会教育長、府川陽一。以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第 24 号「大磯町いじめ問題対策・調査委員会規則の一部を改正する規則」について、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、委員の方が事態に利害関係を有するときは、その審議からの排除と職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないことを明文化することの規則改正を行うため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めらるるものでございます。

詳細につきましては、学校教育課主幹が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

学校教育課主幹) 議案第 24 号「大磯町いじめ問題対策・調査委員会規則の一部を改正する規則」について、説明いたします。添付の説明資料の 1 ページをご覧ください。改正理由になります。いじめ防止対策推進法に基づき設置された本委員会において、同法第 28 条第 1 項に規定する重大事態の調査を行うにあたり、調査の公正性及び公平性を確保することが必須です。

また、委員が職務上知り得た個人情報及び調査内容に関する秘密が、その職を退いた後も含め、確実に保持されるよう義務付ける必要があります。ついては、利害関係者となる委員の審議からの排除および守秘義務に関する条項を新たに設けるため、本規則を改正するものです。

改正内容です。本改正では、二つの重要な条項を、既存の規則に続いて新たに設けます。(1) 委員の排除規定の追加、第 8 条の新設、委員が、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する重大事態について直接の利害関係を有すると認められるときは、その委員は当該事案に関する審議に加わることができない旨を規定します。調査・審議の客観性および公正性を確保し、利害関係による判断の偏りを未然に防止します。(2) 守秘義務規定の追加、第 9 条の新設です、委員に対して、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない義務を課します。また、その職を退いた後も同様とする旨を明確に規定します。委員の地位を利用した情報漏洩を防止し、被調査者のプライバシーと調査記録の機密性を恒久的に保護します。(3) 条項の整理、上記 2 条項の追加に伴い、既存の第 8 条は第 10 条に繰り下げるなどの条数整理を行います。

施行日は、令和8年4月1日とします。

次の2ページは、規則の新旧対照表で右側が現行、左側が改正案となります。説明は以上です。

<質疑応答>

教育長) ただいま、事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いしたいと思います。

諸岡委員) 異議はないです。それはそうだと思います。

櫻田教育長職務) 非常に当たり前というか、今更という印象だったのですが、何か変更しなければならない事象があったからなのか、今気が付いて、入れなければならないなと思ったからなのか、変更した理由をお伺いしたいと思います。

教育長) 鋭い質問です。お願いします。

学校教育課主幹) 重大事態の調査の中立性と機密保持ということをも明文化することなのですが、特に何かあったということではなく、年度の切替ということと、様々な立場の意見という観点で、人の入れ替わりもございましたので、最新の法的基準に合わせて、アップデートするという発想で行うものがございます。

櫻田委員) ありがとうございます。

諸岡委員) 年度の始めにPTAとか人が変わりますが、その時毎回読んであげた方が、ちゃんと責任をもって来てね、守ってねと。そうしたら良いと思います、当たり前です。

教育長) 部長お願いいたします。

教育部長) 人が変わった時とか、規則をペーパーで渡せば明文化されます。今までは条文の中の「必要に応じて定める」などの文言で対応していたのですが、ここでしっかり明文化したものでございます。

諸岡委員) 渡すだけでは読まないの、しっかり伝えた方がよいと思います。

教育長) 質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第24号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案24号「大磯町いじめ問題対策・調査委員会規則の一部を改正する規則」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【付議事項 議案第25号「大磯町立学校生成AI活用ガイドラインの制定について」】

教育長) 次に、議案第25号「大磯町立学校生成AI活用ガイドラインの制定について」を議題といたします。書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第25号「大磯町立学校生成AI活用ガイドラインの制定について」、本文については省略いたします。令和8年3月26日、大磯町教育委員会教育長、府川陽一。以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第25号「大磯町立学校生成AI活用ガイドラインの制定について」、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、大磯町立学校の教職員が今後の校務や教材準備等に安全かつ効果的にAI

を活用するため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第2号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、学校教育課主幹が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

学校教育課主幹) 議案第25号、大磯町立学校生成AI活用ガイドラインについて、補足説明をさせていただきます。議案第25号説明資料の1ページをお開きください。

はじめに、本ガイドラインを制定する目的ですが、本ガイドラインは、令和6年12月に文部科学省が定めた「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン」及び令和8年度より施行される「大磯町生成AIシステム利用ガイドライン」の制定を受け、大磯町立学校の教職員が今後の校務や教材準備等に安全かつ効果的に活用するための指針を示すものです。生成AIの活用により、校務の効率化を図り、教職員がより児童生徒と向き合う時間を創出することを目指します。

本ガイドラインの主な内容をご説明します。第2章「利用環境と対象」で示すとおり、校務において利用を認める生成AIは、以下のGoogle for Educationに紐づけられた管理対象サービスである、(1) Gemini 及び(2) Notebook LMのみとしています。また、利用対象者は、大磯町教育委員会によって発行されたGoogleアカウントを持つ教職員のみとし、児童生徒の直接利用については、教職員による利活用の研究や検証が進むまで、行わないものとします。

次に、第3章では情報セキュリティと禁止事項を定めており、安全かつ適切な利用を行うため、①氏名や住所等、特定の個人を識別できる情報(個人情報)、②成績情報や指導記録、健康診断記録等の重要情報、③児童生徒の作成した作文、作品等、児童生徒のプライバシーに関わる文章の扱い、等を禁じております。また、生成AIのみによる評価や、著作権の侵害等に留意する旨を記載しております。

第4章では、教職員の負担軽減と質の向上のための積極的な活用場面の例をあげており、(1)校務文書の素案作成及び校正(2)会議録の要約(3)通知文や答申等の要約(4)アンケート案の作成及び分析 等での活用を推奨しております。

第5章では管理職の責務と透明性の確保として、学校長の役割や公的な配付物への利用のための対応を、第6章では、改めて生成AIを活用する上でのリスク管理と心得を記載しております。

生成AIについてはその発展が目覚ましく、常に進化している発展途上の科学技術であります。今後はこのガイドラインを主軸とし、教育場面に利活用について周囲の動向を常に留意しながら、必要に応じてアップデートを重ね、より適切な活用ができるよう、邁進していきたいと考えております。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

<質疑応答>

教育長) ただいま、事務局から説明がありました。ご質問、ご意見があればお願いしたいと思います。

櫻田教育長職務代理) 2ページの情報セキュリティの禁止事項について、教員がしっかり守らないといけないと思うので、研修をしっかりやっていただきたいということと、まず教員が使って次に子どもということになると思うのですが、最初は禁止ですよね、その時に家庭で結構自由に使っている印象もあり、もし学校の課題を家で言い、生成AIを使って出すということがあると思うのですが、そういう時に、これから考えるのかもしれませんが、私は大学で教えているの

で、すごくそういうことがあって、事前に対策として考えておくことと、保護者に対してちゃんと話をしておかなければならないという思いがあります。その辺について教育委員会で考えていることはありますか。

教育長) お願いします。

学校教育課主幹) おっしゃるとおりの懸念は我々も持っています。結局のところ、仕組みでとめる部分と意識でとめる部分とがありと思っています。子どもの育成につながるような活用でないと意味がないと思っています。保護者が理解していないと単に使うだけになってしまうと思います。

仕組みでとめるという手段が、各自治体との乏しい現状ですので、恐らく駄目といっても使ってしまうと思います。その時に今できることは何か考えたときに、やはり啓発と子どもの育成とか思考の拡張のためのツールであるということを理解してもらうために、働きかけを行い続けるということが、唯一できることかなと考えています。

やはり生成AIを利用禁止と行っても、やはり家庭のツールには物理的に入り込めないので、あくまで性善説に基づいて、最初は運用を行っていくのが、やむを得ない状況なのかなと捉えています。

櫻田教育長職務代理) 生成AIについては、教育委員会が中心になって考えていただくのがもちろんなのですが、学校の教員と連携して進めた方がいいなとすごく思っていますので、どうぞよろしくをお願いします。

教育長) 諸岡委員、お願いいたします。

諸岡委員) 学級だより等の作成にも文面案として活用するところなので、苦手な先生には業務軽減につながると思うのですが、それを参考にして、一言ぐらいプラスして、先生の本当の気持ちとかを書いていただけると、読んで楽しいかなと思います。あまりにも機械的な文章だと、ちょっと。やっぱり様子が知りたくて、お便りを読むので、子ども達の様子がわかるとうれしいかなと思います。

あと、もう中学生になると生成AIを使っている子はやっぱりいます。先生方が文章でわかるみたいですが、あと生成AIだけでなく、タブレットなどを使用すると、かしまった業務的な文章が書けてしまうみたいです。素晴らしい文章が書けてしまう、コンピュータの力で、子どもっぽくない文章が書けてしまう。そういった世界になって行くので止めれないと思います。

保護者に説明しても、中学生になるとすべての提出物を見るわけではないので、勝手に先生におくっていることもあるので、生成AIで子どもが作ったものを、止めるのはできないかもしれません。保護者側の課題かとも思うのですが、先生方から時々ちらっとでも見れてくださいとアナウンスいただけるといいかなと思いました。

教育長) 子どもの力の育成のため活用が望ましいですが、違う使い方をしている子どもがいる。読解力がつかないという課題に対して、どう生成AIを使っていくのかという課題はあると思います。

諸岡委員) 難しいですけど、仲良く付き合っていきたいものだと思いますね。

教育長) しっかり研究会等で、教育委員会の指導主事と、学校の各部会の研究員とで、実践を深めてほしいと思います。質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第25号について、原案どおり、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案 25 号「大磯町立学校生成 AI 活用ガイドラインの制定について」は、原案どおりご承認いただいたものとします

【付議事項 議案第 26 号「大磯町立学校教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画について」】

教育長) 次に、議案第 26 号「大磯町立学校教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画について」を議題といたします。書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第 26 号「大磯町立学校教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画について」、本文については省略いたします。令和 8 年 3 月 26 日、大磯町教育委員会教育長、府川陽一。以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第 26 号「大磯町立学校教職員の業務量管理・健康管理確保措置実施計画について」、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正により、この計画を定め、公表することが義務付けられましたので、教育委員会の承認を求めます。

詳細につきましては、学校教育課主幹が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

学校教育課主幹) 議案第 26 号「大磯町立学校教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画について」、補足説明をいたします。

まず、本計画は、令和 8 年 4 月施行の給特法改正により、教育委員会に策定が義務付けられたことを受け、大磯町として整備するものです。

続いて、前回ご協議いただいた内容からの主な修正点を 2 点ご説明いたします。1 点目は、計画の対象を「教員」から「教職員」に見直したことです。学校全体の課題として捉えるための整理ですが、実態として長時間勤務の中心は教員であるため、取組みは引き続き教員を軸に進めてまいります。

2 点目は、令和 6 年度の時間外在校等時間の実績データを反映した点です。これにより、現状を踏まえた上で、長時間労働の是正に向けた取組みの基準となる指標を明確にしました。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<質疑応答>

教育長) ただいま、事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いしたいと思います。

櫻田教育長職務代理) 教職員の方にはどのような形で、この実施計画について周知されるのでしょうか。

学校教育課主幹) これまで学校長等が集まる会議などで、策定について示しております。当然そこだけではいけませんので、研究所の全体会など教職員全体が集まる機会があります。様々な機会を通して広く周知してしていきたいと考えております。

諸岡委員) 特にこの前と変わらないとのことなので、大丈夫です。

教育長) よろしいでしょうか。質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第 26 号について、原

案どおりご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案26号「大磯町立学校教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画について」は、原案どおりご承認いただいたものとします

【付議事項 議案第28号「大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について」】

教育長) 次に、議案第28号「大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第28号「大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について」、本文については省略いたします。令和8年3月26日、大磯町教育委員会教育長、府川陽一。以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第28号「大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について」、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、「大磯町学校運営協議会規則」第7条の規定に基づく、新たな委員を委嘱又は任命するため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第10号の規定に基づき、付議するものでございます。

詳細につきましては、学校教育課主幹が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

学校教育課主幹) 議案第28号「大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について」、説明をさせていただきます。説明資料の1ページ、委嘱理由をご覧ください。

本議案は、大磯町学校運営協議会規則の規定に基づき、大磯町学校運営協議会委員を委嘱するため、教育委員会の承認を求めらるものでございます。議案第28号及び説明資料の2ページをご覧ください。今回、提案させていただき委員は、令和8年度に向けて学校運営協議会委員として御内諾をいただいた方となっております。なお、園長・学校長につきましては、4月の人事異動が実施された後に改めて付議となります。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

<質疑応答>

教育長) ただいま、事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いしたいと思っております。

櫻田教育長職務代理) 運営協議会の規則ですと委員というのはいろいろなところから選出されるとの印象ですが、学校によっては「地域住民」の方が中心になっているところが多くあるようですが、もう少し、いろいろな視点をお持ちの方を選ぶとか、そういったことはなかったのかなという質問です。

教育長) お願いします。

学校教育課主幹) 本来の目的から考えると、外部の客観的な意見とかそういったものが、必要なはずなので、「保護者」、「地域住民」、「学識経験者」など規則に基づく多様な立場の方をバランスよく選出しなければならないことは承知していますが、おそらくつながりの中で決めざるを得ないとか、予定とか合わないなど理由があるということです。課題としてはたいかにか

偏りがなくはないなと感じるところではあるので、学校と連携しながら委員の選出については、バランスを取るべきと感じています。

教育長) 国府地区の国府新宿ですと、町内会が24地区あって、区長は1名選出されるということで、大磯全体だと、20数名区長がおり、月に1回会合をもつのですが、大磯町では実態として、多くの地区ですと区長と町内会長との連携が良くできていて、大磯町は都市部ですが、神奈川県としては西部地区でして、地域の活動が盛んなところで、そのへんの伝統を生かしていきたいという気持ちがあって、地域学校共同本部も最近結成されたわけで、どちらかというのと地付きの人というか、地元の人が確実に学校に入るというのが必要であると考えています。学識経験者とかPTAとか委員に入るのですが、問題は、保護者代表が元PTA会長、元々PTA会長が学校運営協議会委員を構成するようになっていて、そのあたりの改革も地域の人と一緒に、PTAの活動をする方以外の保護者代表の参加があるとよいなと考えております。その辺のご意見をいただければと思います。

諸岡委員) 国府中学校で前年度まで学校運営協議会に入らせていただいております。資料については、記載の委員はいろいろな肩書をお持ちなので、書き方を変更してみるのことがよいのではないのでしょうか。

学校教育課主幹) 肩書は一つではないと思うので、標記方法の工夫が必要と感じました。実情は様々な方がかかわっているということですね。

諸岡委員) 大磯中学校も同様だと思います。いろいろな人がいる状況で頑張っています。

教育長) よろしいでしょうか。質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第28号について、原案どおりご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案28号「大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【付議事項 議案第29号「大磯町立図書館サービス計画(附)第五次大磯町子ども読書活動推進計画について」】

教育長) 次に、議案第29号「大磯町立図書館サービス計画(附)第五次大磯町子ども読書活動推進計画について」を議題といたします。書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第29号「大磯町立図書館サービス計画(附)第五次大磯町子ども読書活動推進計画について」、本文については省略いたします。令和8年3月26日、大磯町教育委員会教育長、府川陽一。以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第29号「大磯町立図書館サービス計画(附)第五次大磯町子ども読書活動推進計画について」、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、この計画の期間終了により、令和8年度以降も引き続き、図書館サービス向上や業務の効果的・効率的運営の推進を図るための計画を策定するため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第2号の規定に基づき、付議するものでございます。

詳細につきましては、図書館長が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願い

いたします。

図書館長) 議案第 29 号大磯町立図書館サービス計画(附)第 5 次大磯町子ども読書活動推進計画について補足説明いたします。

本計画につきましては、2月19日開催の令和7年度大磯町教育委員会第11回定例会にて協議いただき、その後、町内の幼稚園、保育園、認定こども園、公立小学校、中学校にご意見いただいたあと、3月4日に開催しました、令和7年度第2回大磯町図書館協議会にて、審議いただきましたので、その内容と計画の修正点について、説明いたします。

協議会では、主に4点について審議いただきました。まず、1点目は、6ページをお開きください。

基本方針の「町民の書齋としての図書館」についてです。こちらは、前回の定例会において頂いた意見となります。書齋という文言が、「個人的な静かなスペース」といった意味合いがあるので、現代的な図書館から、ずれがあるのではないかと、交流や展示など、文化的な発信の場でもあるので、他に良い言葉があったら、というご意見をいただきましたので協議いたしました。主な意見としましては、書齋だとしゃべってはいけない所といった感じがある。

海外の図書館では自由に、本に関する話が出来、静かに読みたい人のスペースが別にある。日本もそうなるのかもしれない。大磯の図書館は書齋のイメージがある。

書齋という言葉は、年齢の高い人には受け入れやすく、憧れであるが、若い人にはどうか。「町民の」とあるので、全員の書齋なのでいいと思う。

カフェとか併設されているような図書館であれば、別の言葉もいいと思う、初めてこの言葉を見た時に、いい言葉を選んだなと思っていた。

まとめとして、交流や展示など、文化的な発信の場でもあるが、大磯町の図書館は、本との幸せの出会いを大切にする場所であるので、基本方針は、変更しないこととなりました。

2点目につきましても、前回定例会でいただいたご意見となります。

多世代が交流できる場、みんなが気楽に集まって、本を読んだり、また、勉強したり、そういう雰囲気づくりというものが、これからの図書館に求められているのではないかと、というご意見に対し、事務局案を提示し協議いただきました。14ページをお開きください。エ 多世代交流の場の提供に、オ 交流の場の充実、子どもから高齢者の方々が、気軽に交流できる場所づくりの充実を図ります。を追加する案を提示し協議いただきました。

主な意見といたしましては、現状の図書館で何かできる場所を作るのは、スペース的に難しいと思う。図書館は、本を読んだり借りたりを目的で来る場所である。人との交流の場所は、他の場所において検討した方が良くと思う。お話をやっている中で、終わった後に多世代の交流の場が有ればうれしいと思う。図書館内は難しいので、外で、本を絡めたイベント開催でもいいのではないかと。図書館は高齢者の利用者が多いので、子どもの居場所づくりとして連携した取り組みが出来れば多世代交流の場につながるのではないかと。まとめとして、この文言を追加し、充実を図ることを目的に、継続して協議していくこととしました。

3点目につきましては、図書館サービスの活性化を示す客観的な指標を、今後も調査・研究を進め、数値目標を立てて、図書館サービスの向上に努めるため、18ページと33ページの、サービス計画、及び子ども読書活動推進計画の指標設定についてご意見を伺いました。

主な意見としましては、サービスの向上が目的であるため、数値がすべてではないと思う。学校図書館の児童・生徒一人当たりの貸出数が微減となっている。目標であるので、増にすべき。

とご指摘をいただきましたので数値を変更しました。

4点目につきましては、子どもの読書活動を推進するための工夫を継続して続けていくことについてご意見を伺いました。主な意見としましては、中高生になると本を読まなくなる。小さいときにいかに機会を与えることが大切。動画コンテンツもよいが、間違った情報も多い。浅く知識をとるのは良い。基礎知識を得るのは本の方が良い。古い情報に触れる場所として、図書館は大事である。最近、日本の昔話を小学生が知らない。親が知らないから読んであげていない。親子で触れられる機会が有ればよい。但し、近年、昔話の内容が、原作から変わっている部分もあり、選ぶときに注意が必要である。お話会を子どもだけでなく、誰でも参加出来るものにするとうよい。25 ページの学校読書調査の最新が昨年公表されているので、最新のものにすべき。受験・職場でも読解力は必要である。基本である。その良さを広めたい。

以上のことより、継続して子どもの読書活動を推進するための工夫を続けていくこととしました。そのほか、表記ゆれ、レイアウト等を修正しております。説明は以上となります。よろしくお願いいいたします。

<質疑応答>

教育長) ただいま、事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願ひしたいと思ひいます。

諸岡委員) 感想ですが、本は大事で、卒業式でわんわん泣いてる子は、よく幼稚園の時にお母さんが読み聞かせしている家でした。感受性豊かな子の家はよく読み聞かせをしている家でした、実は。今、道徳を小学生一年生でやると、感想や、自分の意見を書けない子が多くて、このシーンドウ思ったか聞いても、何も感じないことがすごく悲しく感じました。道徳って答えがなくて、そう感じたらそれがその子の感覚で、クラスによっては先生が図書室 DAY、ポイント2倍とか学校によってはやっていて、単純なんですけど、そういうのってやっぱり、特に低学年の子どもは純粹なので、そういったキャンペーンとかがやっていたらいいと思うのですが、周知、浸透していけばいいなど、もっと本を読んでもらえたらいいなど、動画ではなく、内容が古いとか、今にそぐわない言われてしまいますが、それはそういったもので受け入れただいて、続けて行ってもらい本を読んでもらえたら、本は大事です、

櫻田教育長職務代理) 先月の教育委員会定例会は不在だったのですが、それをうけて作られたということで、非常にありがたいと思ひいます。話し合いをしていただいて作られているんだなというところが伝わってきましたので、ぜひお願ひいたします。

教育長) やはり図書館は古くて狭い、もう一つほしいなと思ひますがそういった計画もないのである施設でやっていかなければならないし、学校の子どもたちは図書室があっても、4年生以上は1日6時間の授業、そのあとは塾や習い事が待っている。そんな中で読書をすると言っても好きな子は一部で、ほとんどの子は読書経験がない子が増えています。そういうことで学校の中の図書室を使ってできるだけ、担任の先生がやるという仕掛けをしないとますます読書離れが進んでいくと思ひって危機感を感じているところです。

ぜひ、この計画を学校でも生かしてやっていきたいと思ひいます。

教育長) 質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第29号について、原案どおり、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案 29 号「大磯町立図書館サービス計画 (附) 第五次大磯町子ども読書活動推進計画について」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【付議事項 議案第 27 号「教育委員会事務局職員及び教育施設等の職員の人事異動について」】

【報告事項 第 6 号「いじめに係る対応等について」】

教育長) 議案第 27 号「教育委員会事務局職員及び教育施設等の職員の人事異動について」は人事案件となりますので、報告事項第 6 号「いじめに係る対応等について」は個人情報を取り扱う内容となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項及び大磯町教育委員会会議規則第 12 条の規定により、秘密会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

教育長) ご承認いただきましたので、議案第 27 号及び報告事項第 6 号も秘密会として、続けて審議させていただきます。

教育長) 暫時休憩いたします。

教育長) それでは、休憩を閉じて会議を再開します。ただいま、秘密会において、議案第 27 号「教育委員会事務局職員及び教育施設等の職員の人事異動について」の審議が、原案どおり承認されましたことを、報告事項第 6 号「いじめに係る対応等について」の報告がありましたこと、ご報告いたします。

【報告事項 第 1 号「教育長職務代理者の指名について」】

教育長) 続きまして、報告事項に移ります。報告事項第 1 号「教育長職務代理者の指名について」事務局より報告をお願いします。

学校教育課長) それでは、「報告事項第 1 号 教育長職務代理者の指名について」、ご報告いたします。報告資料の裏面をご覧ください。

4 月 1 日以降の教育長職務代理者につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定に基づき、令和 8 年 3 月 1 日に櫻田京子委員が教育長から指名されたことについて、ご報告いたします。

なお、任期については、通例では、原則 1 年を目安とし、年度を一つの区切りとして、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日として整理していくこととしておりますが、前任のトリー二葉委員の任期が令和 8 年 2 月 28 日までとなっておりますので、教育長職務代理者の任期につきましては、令和 8 年 3 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日としております。報告は以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問、ご意見があればお願いします。よろしいでしょうか。

【報告事項 報告事項第 2 号 「蔵書点検に伴う休館について」】

教育長) それでは、報告事項第2号「蔵書点検に伴う休館について」を議題とします。事務局より報告をお願いします。

図書館長) 報告事項第2号「蔵書点検に伴う休館について」説明いたします。裏面をご覧ください。蔵書点検を実施するため、大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例施行規則第5条第1項第3号の規定により、休館するものです。

点検期間は、令和8年4月14日から17日までの四日間。点検箇所及び点検資料点数は記載のとおりとなります。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問、ご意見があればお願いします。よろしいでしょうか。

【報告事項 報告事項第3号 「大磯町郷土資料館の臨時開館について」】

教育長) それでは、報告事項第3号「大磯町郷土資料館の臨時開館について」を議題とします。事務局より報告をお願いします。

郷土資料館長) 報告事項第3号、大磯町郷土資料館の臨時開館について説明をいたします。資料1ページをご覧ください。本件は大磯町郷土資料館条例第5条第2項の規定に基づき、臨時に一般公開しない日を、一般公開日に変更することを報告するものです。

一般公開日に変更する日は、令和8年8月1日、11月1日で、本館である大磯町郷土資料館と別館である旧吉田茂邸の両方を臨時に開館いたします。

臨時開館の理由としましては、施設の利用促進を図るため、毎月1日の休館日、館内整理日、が土曜日、日曜日に当たる日である令和8年8月1日、11月1日を開館するものです。

2ページは大磯町郷土資料館と旧吉田茂邸の利用案内で、3頁は大磯町郷土資料館条例の該当箇所の抜粋です。説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問、ご意見があればお願いします。よろしいでしょうか。

【報告事項 報告事項第4号 「企画展「山本丘人と大磯」の開催結果について」】

教育長) それでは、報告事項第4号「企画展「山本丘人と大磯」の開催結果について」を議題とします。事務局より報告をお願いします。

郷土資料館長) 報告事項第4号 企画展「山本丘人と大磯」の開催結果について説明いたします。資料1ページをご覧ください。

大磯町郷土資料館では、令和8年2月21日から3月15日にかけて、企画展「山本丘人と大磯」を開催いたしました。本展では、山本丘人画伯の業績とともに、人柄や大磯での暮らしぶりを紹介しました。展示資料は、大磯で描かれた本画の他、学生時代の作品や下図、東京美術学校の制服、文化勲章受章時に着用した和服、使用していた画材などを展示しました。

観覧者数ですが、会期中の20日間で697人の方々にご来場いただき、1日平均の観覧者数は34.9人でした。また、関連企画として、企画展の展示内容について深く理解を促すため、2月23日に講演会を開催しました。平塚市美術館の勝山学芸員をお招きし、山本丘人画伯の作品の特徴や、同時代の日本画家との比較についてご講話いただきました。当日の参加者は47人でした。また、3月1日、3月15日に展示解説を行い、参加人数は、それぞれ、32人、25人でした。説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問、ご意見があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

【報告事項 報告事項第5号 「中学校給食導入に向けたアンケート調査の結果について」】

教育長) それでは、報告事項第5号「中学校給食導入に向けたアンケート調査の結果について」を議題とします。事務局より報告をお願いします。

学校教育課長) 「報告事項第5号 中学校給食導入に向けたアンケート調査の結果について」、ご報告をいたします。資料1ページをご覧ください。

令和8年2月2日から2月20日にかけて実施いたしました「中学校給食導入に向けたアンケート調査」の結果についてです。本調査は、生徒の健全な発達と保護者の負担軽減を目指し、今後の給食提供に向けた取組みの指針とすることを目的としております。まず、回収結果についてですが、対象者2,077人に対し、回答数は1,865件、全体回収率は89.79%に達しました。区分別では、小学生保護者が89.4%（430件）、中学生保護者は両親からの回答を含め100%、495件という極めて高い回答数を得ており、町民の皆様の関心の高さが数値として明確に示されております。アンケート結果からみる各対象者の主要な意向は以下の通りです。

資料2ページをご覧ください。小学生・中学生ともに、8割を超える児童・生徒が「温かくおいしいごはん」の提供を期待しています。特に小学生においては、現在の小学校給食に対する満足度が高く、中学校でも同様の質を維持することを望む声が主流です。一方、中学生からは「昼食の量が少ないと不安」という成長期特有の課題に関する意見が散見されました。小学生保護者の95.6%、中学生保護者の90.3%が「実施してほしい」と回答しております。実施を求める主な理由としては、「お弁当作りの負担軽減」や「栄養バランス・食中毒対策」が挙げられています。

自由記述欄には多岐にわたる意見が寄せられています。

肯定的な意見としては、「全員で同じものを食べる教育的効果」などを期待する声があります。また、小学校給食を基準とした早期実施を求める意見が多数を占めていました。

慎重・否定的な意見、および指摘事項としては、「家庭のお弁当を食べさせたい」という一定のニーズや、家庭の弁当と給食を選択できる体制を求める声もあります。

教職員からは、過去の経緯を教訓とした「持続可能で安定した供給体制」の構築を求める現実的な指摘がされております。

ラボ弁当の課題といたしましては、給食実施までの期間に提供している「希望注文制弁当（ラボ弁当）」については、利用を阻む「3大要因」が確認されました。具体的には「子どもが好むメニューではない」「料金が高い」「数日前までの予約が手間」という3点であり、これらは保護者・教職員双方の回答から共通の課題と挙げられています。

資料3ページ以降は、自由意見として記載された内容でございますので、後ほどご覧ください。本調査の結果から、中学校給食に対する期待は極めて高く、特に保護者においては9割を超える方が実施を強く希望されている実態が判明いたしました。委員会といたしましては、この調査結果を重く受け止め、「小学校給食と同等以上の質」を維持した中学校給食の早期実現に向け、令和8年度は明確な方向性を確立するよう事業を進めてまいります。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問、ご意見があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

【その他】

教育長) 次に「その他」について、何かございますでしょうか。それでは、事務局からお願いします。

教育部長) 次回の教育委員会定例会は、4月16日、木曜日、午後1時30分から、こちらの会場で開催予定です。4月の訪問事業はございません。

教育長) それでは、以上をもちまして、令和7年度大磯町教育委員会第12回定例会を閉会いたします。お忙しい中、長時間に渡りご審議いただきまして、ありがとうございました。お疲れ様でした。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

令和8年4月16日

教 育 長 府川 陽一

教育長職務代理者 櫻田 京子

委 員 武沢 護

委 員 諸岡 紀子

委 員
